

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">ガス事故報告の運用について</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 <u>名</u></p> <p>ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号。以下「規則」という。）第3条第1項の表第1号、第2号、第3号及び第4号並びに第4条の運用について下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 速報及び詳細に係る事項 規則第4条第1項に定める速報の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>3-1. (略)</p> <p>3-2. 速報の取り扱いに係る事項 (1)～(2) (略) (3) 報告事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(報告事項)</p> <p>①事故の発生の日時及び場所</p> <p>②事故の概要（事業者の覚知日時・方法、事故発生箇所、被害の程度（人損、物損、火災認定の有無）、事故の発生の場所への供給ガス、公的機関の出動の有無等を含む。）</p> <p>③事故の原因（<u>ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第210条の2第1項に定める者（認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者、認定高度保安実施ガス製造事業者、一般ガス導管事業者、ガス製造事業者）に係る事故については、当該事故がサイバー攻撃に起因するおそれがある場合には、その旨を含む。）</u></p> <p>④応急措置</p> </div>	<p style="text-align: center;">ガス事故報告の運用について</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 <u>辻本 圭助</u></p> <p>ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号。以下「規則」という。）第3条第1項の表第1号、第2号、第3号及び第4号並びに第4条の運用について下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 速報及び詳細に係る事項 規則第4条第1項に定める速報の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>3-1. (略)</p> <p>3-2. 速報の取り扱いに係る事項 (1)～(2) (略) (3) 報告事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(報告事項)</p> <p>①事故の発生の日時及び場所</p> <p>②事故の概要（事業者の覚知日時・方法、事故発生箇所、被害の程度（人損、物損、火災認定の有無）、事故の発生の場所への供給ガス、公的機関の出動の有無等を含む。）</p> <p>③事故の原因</p> <p>④応急措置</p> </div>

⑤復旧対策

⑥復旧予定日時

⑦事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（消費段階の事故に限る。）

（報告の様式については別紙を参照）

⑤復旧対策

⑥復旧予定日時

⑦事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（消費段階の事故に限る。）

（報告の様式については別紙を参照）

3-3. 詳細の取扱いに係る事項

規則第4条第3項に定める詳細の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 報告事項

①ガス工作物（ガス栓を除く）に係る事故（様式第14）

イ～ホ (略)

へ 「事故の原因」は、単に「消費者の不注意」や「作業員の施工ミス」などとすることなく、有効な再発防止策の策定に繋げることができるように、事故が発生した原因を様々な視点から分析した上で記載する。

なお、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第210条の2第1項に定める者（認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者、認定高度保安実施ガス製造事業者、一般ガス導管事業者、ガス製造事業者）は、事故がサイバー攻撃に起因するおそれがある場合にあっては、その旨及び内容を記載する。

ト (略)

② (略)

4. (略)

本運用は、施行の日以降に行う事故報告に適用する。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行する。

2. ガス事故報告の運用について (令和5年3月31日付け 20230222 保局第2号) は、廃止する。

(別表1)～(別表4) (略)

(別紙) (略)

3-3. 詳細の取扱いに係る事項

規則第4条第3項に定める詳細の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 報告事項

①ガス工作物（ガス栓を除く）に係る事故（様式第14）

イ～ホ (略)

へ 「事故の原因」は、単に「消費者の不注意」や「作業員の施工ミス」などとすることなく、有効な再発防止策の策定に繋げることができるように、事故が発生した原因を様々な視点から分析した上で記載する。

ト (略)

② (略)

4. (略)

本運用は、令和5年5月31日以降に行う事故報告に適用する。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行する。

2. ガス事故報告の運用について (平成29年3月31日付け 20170329 商局第1号) は、廃止する。

(別表1)～(別表4) (略)

(別紙) (略)